

植民地期台湾における女性のエイジェンシーに関する一考察

——台北州 A 街の処女会の事例——

宮崎 聖子

Current Japanese historical studies of colonial Taiwan tend to depict the Taiwanese as a homogeneously oppressed people, and neglect both the complex process of interaction among Taiwanese and its influence on society. Women in particular were regarded as the most powerless of Taiwanese people. However, I argue that, despite being under oppression, Taiwanese women have changed the structure of society and acted as autonomous agency, limited as they were.

In this paper, I first will clarify the policy of Shoyo-kai (Maiden's Association) executed by Japanese colonizers as part of the acculturation policy in Taiwan. Next, I will discuss the social backgrounds of people involved in Shoyo-kai, which consisted of some Taiwanese local elite, a Japanese principal of elementary school, a leader of Shoyo-kai (a female teacher), some Shoyo-kai members (girls who graduated from an elementary school) and their parents. Finally I will analyze the process of interaction among them.

キーワード：処女会、エイジェンシー、植民地期台湾

はじめに

本稿では植民地期台湾の草創期の処女会について、台湾北部の A 街を事例にその成立過程を明らかにした上で、「意図」を有する行為者として処女会に関わった台湾人女性の姿を、ライフヒストリーの聞き取り等により考察する。なお、本稿では漢族系住民について「台湾人」と表記する。

近年、植民地研究やグローバリゼーション研究、ポストコロニアリズム研究の中で、「異民族」や「他者」との出会いを分析対象にした研究がふえている。その中で植民地の女性について、サバルタンスタディーズの研究者やフェミニスト研究者たちは、女性のジェンダーにおける抑圧が、植民地主義や民族差別の問題と複合して存在するため見えにくいものとなっていることを指摘する¹。ジェンダー概念とは、性別カテゴリー間に生じている階層構造の社会構築性（館 1996, 1998）を意味する。いわばジェンダーとは、経済階層、人種階層と同様な階層構造の一つであり、社会集団を分け、それを形成する軸の一つである。

植民地期の台湾についても、ジェンダーのダイナミズムは不可視化されていると考えられる。従来、植民地期台湾をめぐる研究は、日本人統治者による現地人支配の問題か、またはそれに対抗する「台湾人」民族主義者の闘争や「高砂族」による武装抵抗の物語が中心であった。そこでは「日本人対台湾

人]、「日本人対高砂族」²という民族の軸のみが中心的課題としてとりあげられ、女性自身は注目されてこなかった。あるいは、女性は最も無力な者であり、それは時間の経過にかかわらず不変である、という想定がなされていた。しかし植民地において様々な階層構造は複雑に入り組み、「日本人対台湾人」といった民族の軸だけで現実を捉えることはできない。また本稿でとりあげる台湾人女性は、抑圧の下にあっても「意図」や「意思」を持ち、他の社会集団と相互交渉を行うことにより、社会を変容させていると考えられる。従って、植民地のできごとや変化をより緻密にとらえるために、女性のエイジェンシーを考察することは必要不可欠である。

このような社会変化・変革を女性自身の視点からとらえる分析枠組みとして、文化人類学者オートナー (Sherry Ortner) は、従来の実践理論が一定の有効性を有するという。ただし、そのためには、従来の実践理論に加えてフェミニズムやポストコロニアル研究を弁証法的に接合しなければならない。オートナーによれば従来の、例えばブルデューの考える「実践」とは、既存の社会構造を再生産すると同時にそれを変革する可能性を持つものである。ただしその「実践」は、社会構造における自己の位置をより高いものにするためのものであって、権力の実践や支配、あるいはそれに対する抵抗、闘争ではない。またブルデューの想定する「実践」におけるエイジェンシーは、何らかの「意図」を有する行為者でもない。

オートナーは、現実の人間をとらえるには「意図」をもつ主体を想定しなければならず、特に女性のエイジェンシーは文化的経済的に周縁化されているため、既存の文化や社会に自らを同一化させにくいことを理解すべきである、という。オートナーによれば、隷属化された女性のエイジェンシーは、抑圧の下にあり社会構造の再生産に与しながらも、一方でその社会構造に「亀裂」を入れるものである。オートナーは、不均質で不平等でもある多様な人々が出会う「場」において、周囲の人間の出方を見ながら自らの処し方を決め、隘路を縫うように生きる人間を現実の女性の姿として想定し、これを「真剣なゲームのプレイヤー」と呼ぶ (Ortner 1996, pp. 1-20)。

オートナーは、「真剣なゲームのプレイヤー」の具体的ケースとして、近代化とグローバリゼーションがすすむヒマラヤ登山におけるシェルパ族男女と「先進国」の白人男女の相互交渉をとりあげ、特に登山に進出するシェルパ族女性に焦点をあてた。白人によるヒマラヤ探検が始まった頃、農地を持たず都市に住むシェルパ族女性は、荷運びやコックとして夫と共にヒマラヤ登山に参加するようになった。「先進国」の人間の目には、シェルパ族女性の行動は貨幣経済への参入であり、男性の保護の下に登山することによって家父長制を強化しているように見える。しかし彼女たち自身は、夫だけが登山隊に参加してそこで白人女性と恋に落ち「西欧的な男らしさ」を強化するようになるのを防いだり、「主婦化」から免れるために登山隊に参加していたのである。オートナーはシェルパ族女性自身の視点を描き、ヒマラヤ登山のように多様な人々が関わり、そこに社会集団の軸が複数存在する場合、一つの事象は当事者によって全くその文脈を異にすることを示した。さらに、シェルパ族女性が自らの利害に従って行動し、従来の家父長制や近代化という大きな社会構造に「亀裂」を入れる様子を考察した (Ortner 1996, pp. 181-212)。

台湾の処女会においても、時代は異なるが植民地化・近代化の過程で「異文化」の人間が出会い、その点ではヒマラヤ登山と類似した状況であったと思われる。本稿の目的は、植民地台湾における台湾人の処女会政策を明らかにした上で、台北州 A 街の処女会を事例として、台湾人女性のエイジェンシーをとらえ、彼女たちが植民地期台湾における社会の変化にもたらした重要なはたらきを眼に見えるもの

とすることである。なお、筆者は視座としてオートナーの概念「真剣なゲームのプレイヤー」を踏襲するが、本稿に用いる用語としては同様な意味で、より一般的な「エイジェンシー」を用いることとする。

台湾は1895年から1945年にかけて日本の植民地であった。台湾総督府（以下、総督府）やその下部組織にあたる地方政府は、「内地」（以下、歴史的用語として「カッコ」つきで表記する）にならい、台湾人に対し「教化」³の一環として、処女会設立を勧奨した。台湾における処女会は、「内地」で生まれた教化組織である処女会にならって作られたもので、後の台湾における女子青年団の基盤となったものである。台湾では当初、地域の有力者や地方官吏が中心となり、各地で特に統一なく処女会を設置した。のちにはそれが全島的に統制され、統合された。処女会活動は、当初は日本語教育と日本的「婦徳の涵養」に主眼を置いていたが、戦争の激化にともない銃後活動を主とするようになる。教化を通じて日本帝国を支える「臣民」を作り出そうとしたことから、処女会や女子青年団は、天皇制による植民地支配と女性の抑圧の問題を考える上でカギとなるものと考えられる。学校教育とは異なり、その教化活動が地域全体を基盤にしていたこと、台湾人女子で中等教育を受けた人口と比べて処女会、女子青年団の教育を受けた人口が圧倒的に多いという点でも、台湾社会に与えた影響は大きかったと考えられる。近年、植民地台湾の女子の初等教育や中等教育については、研究が大幅に進展した。しかし、処女会やその後身である女子青年団について研究はほとんどなされておらず⁴、1939年に総督府の外郭団体にあたる台湾教育会から出版された『台湾教育沿革誌』の「社会教育」の部分で、「処女会」「女子青年団」が断片的に触れられている程度にとどまる。

以下、本稿のⅠ項では台北州 A 街について概観し、Ⅱ項では処女会設立にかかわる総督府訓令、台北州訓令について、青年会（後の青年団）や民族運動の動きを視野に入れながら記述する。Ⅲ項では、A 街を事例に、処女会設立に関わった政策策定者の総督府や台北州政府、A 街のローカルエリート、日本人公学校長、処女会の台湾人女性指導者、処女会会員、会員の保護者（家長）について、これらの人々がジェンダーや民族、経済階層などの階層構造において有する社会的属性を腑分けして検討する。以下、これらの人々を総称する場合、「処女会関係者」と表記する。なお、ローカルエリートについては後述する。Ⅳ項ではそれに基づき、処女会関係者における相互関係、関係者をめぐるジェンダーの階層構造や男女役割認識と行動について考察する。Ⅴ項では、台湾人女性指導者と処女会会員のエイジェンシーについて考察し、今後の課題を確認する。

なお、プライバシーの保護のため、本稿で用いる地名や人名、団体名は仮名とする。用いる資料は主として国立中央図書館台湾分館、台湾大学、A 市（かつての A 街）において収集した文献資料と、存命中の処女会の女性指導者と会員 2 名、その他 A 街関係者に対して筆者が行ったインタビュー（1999-2002年）の記録である。なお、インタビューのテープおこし資料を引用した部分は「 」で示した。インタビューには日本語、台湾語、中国語を用いたが、本稿に引用した部分の使用言語は日本語と台湾語であり、台湾語で話された部分のみ【台】と表示する。

Ⅰ 調査対象地域について

1919（大正 8）年、田健治郎は台湾人に対する「内地延長主義」の方針をかかげ、第八代台湾総督、そして台湾で初の文官総督として就任した。首相原敬は、朝鮮の三一運動の開始をきっかけに植民地政策の手直しの一環として「内地延長主義」の方針を決め、田はそれを承諾した上での就任だった。当時

の「内地延長主義」は、地方制度改定や教育制度の一定の拡充等、制度の「内地化」（「内地」と同一の法律、制度を実施する方針）が優先されていた（若林 1983、pp. 19、54-57）。それに基づき1920（大正9）年、勅令第281号により総督府地方官官制改正を行い、いわゆる「街庄制」（図1）を実施した。それ以前の統治は清朝時代の自治組織「保甲制度」を流用した警察事務中心のもので、強権的なやり方が台湾人はもとより日本人からもしばしば批判されていた。それをかわすため、総督府はこれまでの「庁」の大部分を廃して（一部を除く）、「内地」の県にあたる「州」を置き⁵、その下に従来の「支庁」を廃して「市、郡」を置いた。さらに「市、郡」の下には「区、堡、澳、郷」を廃して「街、庄」を置いた⁶。

街、庄は行政の最小単位であり、郡や州政府の監督下にあった。街には街長とその諮問機関として街協議会が置かれた。この形態は終戦までほぼ維持された。街長は州政府により選ばれ、街協議会員も当初は全員が州政府による官選である。総督府は、この新しい地方官官制を「自治制度」と銘打っていたが、民族運動者からは「似非の自治制度」と非難された⁷。

A 街は、台湾の大河川の一つである B 河ぞいの台湾北部の街である。清の時代の A 街は台湾有数の港湾都市、商業都市として台湾の三大都市とうたわれ、住民は漢族系がほとんどであった。後に、B 河の地形変化により大型船が入港できなくなって A 街は活気を失うが、1920年以降は平原の地勢をいかし米の産地、集散地として有名になる。街の中心部は商工業もさかんで、A 郡の中心たる地域であった。

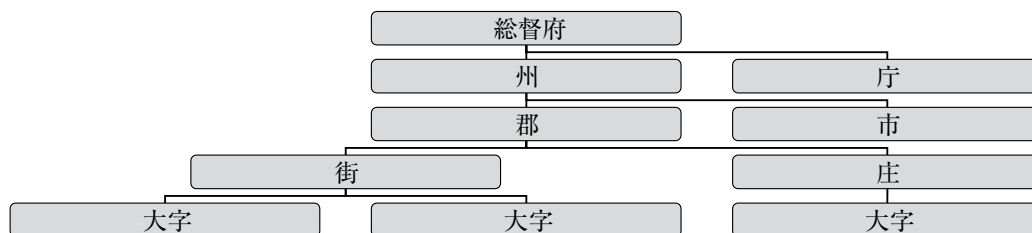


図1 1920年に実施された「街庄制」

II A 街における処女会成立の前夜と総督府訓令第72号の発布

台湾における処女会は、台南の塩埕処女会が1919年に設立されたのが最も早いとされている（游鑑明 1987、p. 226）が、1920年代前半まで特に熱心な指導者のいる地方でない限り、若い女性の教化団体は組織されなかったようである。処女会の設立を促した契機は、1920年頃から台湾人知識人が中心となって始まった抗日民族運動であると言ってもよい。「内地式」に似せた地方制度を実施したのも、彼らの不満を緩和するためであった。その一方で、台湾人の「教化」事業が地域の名望家や日本人学校関係者の主導で進められた。教化団体が各地に作られ、青年会や処女会はそれを基盤にして発展することとなる。

「街庄制」実施を前にした1919年、台北庁（台北州の前身）は、それまで特に統一なく設立されていた同風会を各街庄が設置するよう推奨した（A 市公所 1989、p. 234、台湾教育会 1939、p. 1085）。同風会とは、板垣退助を総裁にいただく「台湾同化会」（1914年に発足）のよびかけで設立された、地域

の教化団体である。この台北庁長のよびかけで1920年から22年にかけて、台北庁（州）の各街庄に同風会が設置された。同風会は纏足や辮髪を廃止する「風俗改良」や「精神修養」、「国語（日本語）普及」を主旨としていた（台湾教育会 1939、p. 1018）。

日本語教育を受けた若い世代が中心となって民族運動が行われたことから、1925年、台北州政府は総督府にさきがけ、青年層の思想統制をするために台北州訓令第18号（以下、州訓令18号）を發布し、教化団体同風会の下部組織として処女会と青年会を置くよう定めた。その後、1929年の世界恐慌のあおりを受けて台湾でも農村恐慌が起き、青年の「思想悪化」が一段と問題となった。総督府は本格的に青年層の思想統制にのりだし、1930年、小・公学校（公学校は内地の小学校にあたる）の通学区域ごとに青年団と女子青年団を設置するよう定めた総督府訓令第72号（以下、府訓令72号）を發布した。これにより、処女会は台湾各地に設置され、本格的に始動した。

台北州訓令18号が出されたのは、1925年6月17日である。台北州政府は、各街庄に同風会を設置してそれを郡聯合同風会、州聯合同風会の監督下に置くことを定めた。同時に、街庄同風会に下部組織として戸主会、主婦会、青年会、処女会の部会を設置する方針を打ち出した。「長幼男女ノ間自ラ思想境遇ニ相異ナルモノアリテ其ノ教養ニ同一步調ヲ取り難キ」ためである。実際は台北州下のほとんどの街庄が、州訓令18号の出される以前から同風会や戸主会や主婦会を設置していた。州訓令18号が大きな影響を与えたのは青年会の新設で、1、2年のうちに台北州下のほとんどの街庄が同風会の下部組織として新たに青年会を付設した⁸。ただし、処女会を新設した街庄は、台北州下の街庄の半数にも満たなかった。A街でも州訓令18号により、同風会の部会として戸主会と主婦会を設けた。またこの時、1923年に別個に成立していたA街青年会を同風会の部会に再編成した。しかし、処女会の発足は府訓令72号（1930年）が發布される直前まで待たねばならなかった。

一方、1914年頃から台湾各地の地方有力者が、青年会と呼称された青年の組織を自発的に設立し始め、その一部は抗日的性格を有していた。総督府はこれらについて表面上、特に対応してこなかったが、1926（大正15）年10月12日に総督府官制改正（勅令第321号）を行い、総督府内に文教局を設置し、さらにその下部に社会教育を担当する社会課を置いた⁹。文教局の設置は、台湾における学校教育制度を充実するという以外に、就学しない人、あるいは公学校を卒業した後の人々の「指導」をねらったものだった¹⁰。台湾の青年会・処女会の事業は、それ以前には総督府内務局の文教課が「社会事業」として管掌していた（台湾教育会 1939、p. 18）が、新設された社会課は、青年会・処女会事業を「社会教育」として担当することになった。これは、総督府が青年会・処女会の事業に関して積極的に統制する方針へ転換したこと意味した。

背景には「世界的思潮情勢の影響を受け、内台人融和に背馳する感情が、動もすれば増進せんとする傾向」があった（台湾教育会 1939、p. 121）。当時、民族運動を中心となって担っていた台湾人知識人は、五四期を迎えていた中国を文化的アイデンティティの帰属先に求めた（呉三連他 1971、p. 544）。また、それに続いて共産主義運動が最高潮を迎えた。これらの影響を最も受けたのが若者、特に中等以上の教育を受けた若者である。民族運動の影響で、1926年には台湾で初めてといわれる婦人運動の団体彰化婦女共励会（彰化）と諸羅婦女共進会（嘉義）も成立した（楊翠 1993、pp. 529-545）。また、1927年には小作争議がピークを迎えた（台湾総督府警務局 1939、p. 996）。

1927年、総督府は文教局社会課の下部にさらに社会教育係を社寺係、社会事業係とともに置いた（台湾教育会 1939、p. 123）。そして1930（昭和5）年9月17日、青年に関する全島的統制の必要を認め、

総督府としては初めて青年団体について州・庁宛に府訓令第72号（台湾青年団訓令）と青年団体設置標準を發布した。府訓令第72号は以下の通りである（台湾教育会 1939、pp. 1069-1072）。

訓令第72号

昭和5年9月17日

青年ハ国家活力ノ源泉ニシテ次代ノ社会ノ担当者ナリ其ノ修養ノ如何ハ国運ノ伸暢ト地方ノ開發トニ影響スル所甚大ナルモノアルヘキヤ言ヲ俟タス (a)

惟フニ青年修養ノ途一ニシテ足ラスト雖モ団体ヲ組織シテ郷党先進指導ノ下ニ相睦ミ相励ミテ智ヲ磨キ徳ヲ修メ身体ヲ錬リ以テ日進ノ社会生活ニ慣熟シ忠良有為ノ国民タル素養ヲ得セシムルハ刻下ノ最モ緊切ノ事ニ属ス (b)

今ヤ本島ニ於テ青年団体設置ノ機運漸ク熟シ男女ヲ通シテ其ノ組織ヲ見タルモノ既ニ数百ヲ以テ数フルニ至レリ之修養ニ志アル青年女子ノ幸福タルノミナラス邦家ノ為寔ニ欣ニ堪エサル所ナリ然リト雖団体ニシテ一旦其ノ向フ所ヲ誤リ施設宜シキヲ失ハシカ畜ニ所期ノ成績ヲ挙げ得サルノミナラス其ノ弊ノ及フ所亦少ナカラサルモノアラン茲ニ青年団設置ノ標準ヲ定メテ準拠スル所ヲ示セントスルハ其ノ普及ヲ促進スルト共ニ適順スル所ヲ明ラカニシテ以テ健全ナル發達ヲ遂ケシメントスルニ外ナラス地方当局此ノ趣旨ヲ体シ宜シク地方ノ實際ニ応シテ適切ナル指導ヲ為シ以テ青年団体ノ使命ヲ達成セシメンコトヲ期スヘシ 台湾総督 石塚英蔵 [下線筆者]

総督府は府訓令第72号において、「青年は国家活力の源泉にして次代の社会の担当者」である、と国家における「青年」の重要性を明記し、台湾の「青年」男女をして「忠良有為の国民」たらしめる方針を打ち出した〔下線 (a)〕。青年団は「青年」男女がそのための「修養」を積むべき重要な施設として位置づけられている。ここで求められている「修養」とは、郷党指導者の下で「相睦み相励みて智を磨き徳を修め身体を錬り以て日進の社会生活に慣熟」することである〔下線 (b)〕。

府訓令第72号とともに出された青年団体設置標準は以下のとおりである。

青年団体設置標準

一 本旨

青年ヲシテ専ラ心身ヲ修練シテ以テ忠良ナル国民タルノ資質ヲ育成セシムルヲ以テ本旨トス

二 指導要項

- 一 国民精神ノ涵養ニ留意シ品性ノ向上ニ努ルコト
- 一 公共心ヲ振作シ公民タル性格ヲ陶冶シ公事ニ奉仕スルノ風ヲ熾ナラシムルコト
- 一 自立的精神ヲ培養シ創造ノ風ヲ馴致スルコト
- 一 實際生活ニ必須ナル知識技能ヲ研磨シ勤儉質実ノ風ヲ奨ムルコト
- 一 体育ヲ重シ健康ヲ増進シ以テ国民体質ノ改善ヲ図ルコト

三 名称

青年団体ノ名称ハ男子ニ在リテハ何々青年団 女子ニ在リテハ何々女子青年団ト称スルコト

四 青年団体ノ設置区域

青年団体ノ設置区域ハ小公学校ノ通学区域ニ依ルコト但シ土地ノ状況ニ依リ部落其他適當ナル区域ニ依ルコトヲ得 (c)

五 団員資格及年齢

青年団員ハ概ネソノ設置区域内ニ於ケル初等教育修了者若ハ之ニ準スヘキ者ニシテ年齢滿二十歳未滿ノ者ヲ以テ組織スルコト但シ地方ノ事情ニ依リ当分ノ内之ニ依ラサルコトヲ得 (d)

六 役員及指導者

青年団体ニハ団長顧問及指導者等ヲ置キ団長ハ青年ノ信望厚ク且青年団ノ實際指導者トシテ識見ト実行力ヲ有スル者顧問ハ学識徳望アル者ニシテ青年団ノ健全ナル發達ヲ助長スルニ適當ナル者指導者ハ学校及市街庄等ノ職員其ノ他適當ナル者ヲシテ之ニ當タラシムルコト

七 経費

青年団体ノ経費ハ団員ノ勤労収入ヲ以テ之ニ充当スルヲ原則トスルモ公共団体ノ補助其ノ他賛成団体ノ助成又ハ寄付金ニ依ルコトヲ得 [下線筆者]

青年団体設置標準は、青年団員の募集範囲を原則として公学校の通学区域内とし〔下線 (c)〕、「初等教育修了者もしくはこれに準ずる者」を対象にした。また、青年団体の名称を、男子は「青年団」、女子は「女子青年団」にするよう定めている。会員の年齢については、男女とも満年齢で20歳未満としたが、地方の事情を優先させることを明記した〔下線 (d)〕。指導者としては「団長」、監督者として「顧問」を置くよう規定している。

府訓令72号と同時に、総務長官は各州知事、庁長宛に通達を出した。この総務長官通達は、府訓令72号が必ずしも全島一斉の青年団設置を求めたものではなく、「堅実な」団体設置の機運醸成が重要であり、地域の事情を勘案して行うべきことを強調している。通達は、当時台湾全島で起きていた民族運動¹¹や労働運動に青年組織を利用されることを恐れて出されたものであった。したがって府訓令72号の文言も「忠良有為の国民」といった男子を念頭においた表現となっている。総督府は、活動の経費は原則として各団体の勤労収入によることを青年団体設置標準で定めた。

その後、1931年に満州事変が勃発し、台北州政府は1931（昭和6）年12月28日、「思想善導」と「国語（日本語）普及」を眼目として、台北州訓令第26、27、28号を發布した。それにより、台北州下の「青年会」、「処女会」（台北市など一部地域を除く）は、1932年に「青年団」、「女子青年団」へと改称し、新たな時代を迎えた。

Ⅲ A街における処女会の誕生

A街では府訓令72号（1930年）が出される直前の1929年になって、処女会が誕生する。

A街には、A第一公学校の通学区域に設置されたA処女会とA第二公学校に設置されたS処女会の二つがあった。ここではA処女会について、1929年の成立時から、州訓令26-28号が發布されそれにより実質的な組織変更が行われる1932年までの状況について述べる。以下、筆者によるインタビューや『台北州処女会概覧』（台北州聯合同風会 1931）等の記録によりながら、その成立に関った人々や活動状況を考察する。『台北州処女会概覧』は、台北州聯合同風会が1931年7月に主催した「第三回処女会指導者講習会並第三回処女会会員講習会」で、受講者に配布したガリ版ずりの冊子である。台北州各地の

処女会の沿革や活動内容、予算、役員名、会員数などが記載されている。なおここでとりあげるインタビューは、主として1932年までの処女会を経験した女性指導員の陳宝珠（仮名）、会員の鄭笑（仮名）と楊雲桜（仮名）へのものである。

(1) 処女会成立に関した人々

A 処女会が成立したのは、『台北州処女会概覧』によれば1929年9月であった。その設置にかかわり、会員の実質的指導を行ったのは、当時 A 第一公学校訓導であった陳宝珠（1908年生まれ）という女性である。陳宝珠は A 街初代街長の陳聰明（仮名）の次女として A 街の名家に生まれた。父は酒・煙草・阿片（これらは総督府の専売であった）の売捌商（仲買）を経営し、郵便局長も兼務していた。陳宝珠は地元の公学校を経て、台北第三高等女学校を卒業すると、直後の1926年3月、19歳の時に訓導として母校である A 第一公学校に赴任した。地元に戻ることができたのは、当時、亡くなった父の後を継いで一家の長となっていた長兄陳昭南（仮名）の奔走によるものだったという。以後、彼女は戦前戦後を通じ、A 街で初等教育にたずさわった。定年直前に請われて私立幼稚園園長となり、園長をやめて公職を退いたのは1993年、85歳の時である。彼女は A 地域の教育に67年間にわたり携わった。

陳宝珠によると、処女会のような組織は、彼女が指導に着手する以前は A 街に存在しなかった。A 第一公学校に勤めていた彼女は、1929（昭和4）年のある日、日本人の校長から呼ばれて、処女会を作り指導するよう命ぜられたという。陳宝珠は1929年10月に、その準備として東京で開かれる大日本聯合女子青年団主催の第五回全国女子青年団体指導者講習会へ参加し、あわせて「内地」の女子青年団の視察をするため日本に派遣された。この出張は台湾の大新聞にあたる『台湾日日新報』漢文欄でも「台湾で初めて「内地」の女子青年団指導者講習会に派遣される女性たち」として、大きく写真つきで報道された。陳宝珠は、他の処女会指導者である女性四人（全て台北州下の公学校教師。うち二人は日本人）とともに、基隆から「蓬莱丸」に乗り門司へ向けて出発した。視察予定地は栃木、三重、奈良、大阪、京都、岡山、広島である。講習自体は東京の日本青年館で10月5－8日の4日間行われたが、「内地」の見学旅行も兼ねていたので、陳宝珠の出張は一か月（10月1日から30日）にわたった。A 処女会は1930年2月14日に正式に発会した。

当時、台北第一高等女学校、台北第二高等女学校の在学生のほとんどは日本人であり、第三高等女学校は北部台湾における台湾人女性の最高学府とされていた¹²。この学校は、以前は台湾公立台北女子高等普通学校といい、手芸のみを教授する「技芸中心主義」をとっていたが、1919年以降、教授内容を婦徳の涵養と知識技能を伝達する「普通教科主義」へと変更した。その他に「同化教育」が強調され、地理、歴史が教科に加えられた上に、日本語と社会科の時数が増加した（游鑑銘 1988、pp. 165－166）。その後台北女子高等普通学校は、内台共学をたてまえた1922年の新台湾教育令により、台北第三高等女学校と改称した。府訓令72号が出されたのは、台北第三高等女学校が新カリキュラムによる教育を受けた卒業生を初めて出してから6年後にあたる。

陳宝珠はカリキュラム変更後の1921年に台北女子高等普通学校に入学し、卒業後は A 街で初の女性訓導となった。陳宝珠は学校や処女会の仕事以外に、1931年に始まった A 街の国語（日本語）講習所の講師も担当していた。土曜日などは午前中、公学校を教え、午後、処女会を教え、夜は国語講習所の講習を担当した。処女会も国語講習所についても報酬はなかった¹³。忙しかったが当時は若かったのでできた、と陳宝珠はいう。

『台北州処女会概覧』によれば、処女会が始動した時、会長は陳宝珠、副会長は同僚の教師、鄭招弟（仮名）であった。評議員には公学校の教師たちの名があがり、幹事は1926-30年に公学校を卒業した処女会会員から選ばれている。また指導員は陳宝珠や鄭招弟の他に公学校長をはじめとする公学校教師である。処女会の運営は、この記録からみる限り公学校が主導しており、それは陳宝珠からの聞き取りとも合致する。

処女会の会員は府訓令72号の規定どおり、陳宝珠が勤める A 第一公学校の卒業生で、20歳未満の者である。処女会への参加は女学校などに進学する者を除いて、公学校卒業生の自由意志により、義務制ではなかった。『台北州処女会概覧』によれば、1931年の A 街処女会会員は38名、会員の年齢は14-19歳である（表1）。陳宝珠と元処女会会員からの聞き取りによれば、未婚者ばかりであったという。

表1 A 処女会 年齢別会員数（1931年）

年齢（歳）	14	15	16	17	18	19
人員（人）	5	7	11	6	6	3

表2 A 処女会 職業別会員数（1931年）

職業	女工	商業従事	家事従事
人員（人）	15	7	16

台北州『台北州処女会概覧』1931より

会員の属性は、職業別では「女工」15人、「商業従事」7人、「家事従事」16人となっている（表2）。農業に従事する者が記載されていないのは、農業に従事する卒業生女子は処女会に参加しなかったか、あるいは家庭で手伝い程度に農作業に従事しても、それを「家事従事」と記載したものと考えられる¹⁴。「女工」とは、A 街で働いていた金銀紙製造女工または畳表製造女工であると思われる。A 第一公学校の卒業生名簿（1928年）によれば、1925年頃から女子卒業生の職業に「金銀紙製造女工」「畳表製造女工」が見え始める¹⁵。当時の台湾人「女工」は、多くは中層以上の公学校卒業生が採用され（游鑑銘1994、p. 216）、当時の「内地」における「女工」とは社会的文脈をかなり異にしていた¹⁶。

女子の公学校卒業生のうち処女会に参加した者の割合について考えてみる。処女会の会員数は1931年時で38名である。1926-31（大正15-昭和6）年の卒業生が処女会に参加したと仮定して（会員の名前から照合して）、この6年間には154名の女子卒業生があった¹⁷。この中に高等科や女学校に進み処女会参加の対象にならない者がいたが、その数は非常に少なく、おそらく2、3名であった（表3、表4）。よって処女会会員の割合は各年度の女子卒業生の38/154、すなわち1/4前後だったであろうと推測される。

表3 A 第一公学校の卒業生数

西暦年	元号	卒業生数 (人)	男 (人)	女 (人)	卒業生に 対する女 性の割合 (%)
1906	明治39	4	4	0	0
1907	明治40	6	6	0	0
1908	明治41	9	9	0	0
1909	明治42	16	15	1	6.3
1910	明治43	16	15	1	6.3
1911	明治44	9	9	0	0
1912	明治45	10	10	0	0
1913	大正 2	10	10	0	0
1914	大正 3	26	24	2	7.7
1915	大正 4	22	18	4	18.2
1916	大正 5	39	34	5	12.8
1917	大正 6	30	29	1	3.3
1918	大正 7	34	32	2	5.9
1919	大正 8	60	47	13	21.7
1920	大正 9	43	38	5	11.6
1921	大正10	40	35	5	12.5
1922	大正11	113	94	19	16.8
1923	大正12	68	49	19	27.9
1924	大正13	94	71	23	24.5
1925	大正14	124	93	31	25.0
1926	大正15	137	98	39	28.5
1927	昭和 2	114	80	34	29.8
1928	昭和 3	118	91	27	22.9
1929	昭和 4	88	66	22	25.0
1930	昭和 5	76	60	16	21.1
1931	昭和 6	92	76	16	17.4
1932	昭和 7	83	58	25	30.1

A 第一公学校の卒業生名簿より作成

表4 A 第一公学校高等科の卒業生数

西暦年	元号	卒業生数 (人)	男 (人)	女 (人)	卒業生に 対する女 性の割合 (%)
1924	大正13	17	17	0	0
1925	大正14	6	6	0	0
1926	大正15	10	10	0	0
1927	昭和 2	10	10	0	0
1928	昭和 3	13	13	0	0
1929	昭和 4	11	11	0	0
1930	昭和 5	13	13	0	0
1931	昭和 6	15	15	0	0
1932	昭和 7	21	19	2	9.5

A 第一公学校の卒業生名簿より作成

また A 第一公学校管轄区域の全卒業者に占める女子の割合は、1926-31年で154/625、すなわち24.6%である。一方1926-31年の公学校就学率は Patricia Tsurumi によれば、台湾全島平均で約3割 (Tsurumi 1977, p. 145) である。A 第一公学校管轄区域の男女あわせた児童の就学率を Tsurumi に基づき仮に3割とすると¹⁸、A 街女子の公学校就学率は当該年齢の女子全体の14%にあたる¹⁹。処女会会員はさきに試算したように、さらにこの1/4である。公学校に通ったのは、特に女子では裕福な家の子どもに限られたことから、彼女たちは特定の富裕層の娘たちであったと思われる。

女子児童の公学校就学さえ容易ではなかった時代に、処女会の会員を集めるのには骨が折れた、と陳宝珠は言う²⁰。鄭笑、楊雲桜へのインタビューによれば、特に上層の家庭ほど親は娘を外に出したがいなかった。むろん当時、公学校を卒業してすぐに現金収入を得られるような働き口は女性にはなかった²¹。農業や商売をしている家庭の子どもなら、家業や母親の手伝いをしなければならなかった。「女中」がいるような裕福な家庭でない限り、母親の手伝いや弟妹の子守などで忙しい娘は、現実問題として処女会への参加は不可能だった。それらの障碍がなくても、女の子はむやみに外にでかけるべきではないと考える親は多く、陳宝珠は、処女会の会員を募るために保護者を説得に行ったことも度々あったという。

鄭笑、楊雲桜によると、処女会会員は、A 街の官公署勤めの家庭か、裕福な商店や農家の家庭出身の者であった。当時、娘の外出を好まない社会的風潮の中で彼女たちの参加が可能となったのは、卒業生の家族——主として家長である父親——が指導担当者である陳宝珠の父、陳聡明と親しかったことや、公学校の教師（訓導）でしかも A 街の名家出身である陳宝珠が指導するのなら、ということで娘に参加を許した点である。当時の地域における教師の地位は高く非常に尊敬されていたという。

例をあげるなら、鄭笑（1915年生まれ、1929年に入会）は、A 街の水利局に勤める父親と陳聡明が親友だったので処女会に「出してもらえた【台】」。彼女の家は田畑を人に貸し、自作でも農業を営んでいたが、「自分は『千金』（お嬢様）だったので、農業の手伝いはしなかった。農業は母、長兄と兄嫁が行い、自分は家の中を手伝うくらいだった【台】」という。父が A 街の水利組合の役職についていたということは、鄭笑の家は経済階層としては高かったといえる。鄭笑はその後処女会をやめ、人の紹介で台北の男性と結婚した。夫は「拳人」（清の時代、科挙に合格した人）の家柄であった。鄭家はそれとつりあう家格だったということになる²²。

陳宝珠の父陳聡明や兄陳昭南は、呉文星のいう日本植民地時代の台湾人ローカルエリートである。ローカルエリートとは、A 街のような小規模レベルの地域において経済的・政治的影響力を持っていた指導者層をさす。ただしローカルエリートの実態は、台湾が日本の植民地になる前と後とでは変動がある。清代のローカルエリートとは、科挙に合格した士紳、及び富裕な商人や地主、儒学者である（呉文星 1992, p. 5）。しかし日本の領台直後、台湾居住の科挙合格者で特に官位の高い者や、対岸の中国大陸から台湾へ移住した家族でも、中国の出身地に資産を保有していた人々は、日本による統治を嫌ってかなりの割合で台湾から中国へ撤退した。そのため地方の指導者層に入れ替えが起きた（呉文星 1992, pp. 11-94）。日本植民地時代のローカルエリートは、政治面・経済面・教育などの文化面で地位の比較的高い者やすぐれた功績を残した者をさす（呉文星 1992, p. 5）。彼らは植民地行政の末端を担うのとひきかえに、総督府より様々な利権を与えられた。陳家も複数の専売品の売捌商（仲買）をまかされていた。鄭笑の父は、水利組合の役職についていた。処女会会員たちの保護者もおそらくほとんどが A 街のローカルエリートであると思われる。

(2) 処女会の活動内容と運営

A 処女会の集会は原則として毎週土曜日の午後、A 第一公学校で行われた。台北州や「内地」の講習会には参加したものの、陳宝珠にとって処女会の指導は初めての経験なので、集会でどのような活動をするか頭を悩ませた。様々に研究して歌、踊り、手芸（主として編み物）、話劇（日本語劇）などを教えた他、割烹（料理）などは講師をよんで指導を依頼した。割烹には日本料理と台湾料理の両方があった。従来、結婚前の女性が必ず覚えなければならないことは刺繍と裁縫だったが、裁縫については、陳宝珠は自分が苦手だったので教えなかった、という。『台北州処女会概覧』（1931）には、1931年以前に A 処女会で行った活動として、「洗濯染色講習会、裁縫手芸講習会、ミシン講習会、音楽会、登山会、見学旅行」等が挙げられている。また1931年に計画されているものとしては「各種製作品展覽会、父兄会、各種社会奉仕作業」等があがっている。さらに将来には「副業研究」や「生活改善行事」が予定されていた。

A 処女会は、郡や州で行われる運動会にも参加した。陳宝珠は、リレー選手を養成するため、会員の中から走るのが早い人を選び、公学校の体育教師（日本人男性）に早朝練習を依頼した。聞き取りによれば当時の女性は、しずしずと歩き、できるかぎり肌を露出しないようしつけられ、その規範は裕福な家庭ほど強かった。運動会は地域の多くの人が参観したが、学校行事とはいえ女性が「ひざ上のブルマーをはいて」「走る」、というのは瞠目すべきことだったと陳宝珠いう。この地域で新たに纏足する女性がなくなったのは、早くとも1910年代の後半と思われる²³。纏足をした女性はよちよち歩きしかできず、途中で纏足を解いた女性でも外出が困難だったことを考えれば、当時の人々の驚きは当然であった。

リレー選手、楊雲桜（1919年生まれ、1932年に入会）の保護者（祖父、油の製造販売をしており、裕福だった）は孫娘の教育に非常に厳格で、「女の子が走るなんて」とリレーの練習に賛成ではなかった。楊雲桜への聞き取りによると、彼女は見つからないように、祖父の昼寝のすきを狙ってこっそりと処女会に出かけるのがつねであった。そこで陳宝珠は、リレーの早朝練習の日はいつも朝7時頃、彼女を家まで迎えに行った。そうすることで、ようやく保護者は孫娘の外出をしぶしぶながら認めた、というのである。

この時の様子を陳宝珠は楽しそうに語り、A 処女会は会員も多いほうだったと誇らしげである。「内地」に派遣されたことから分かるように、当時、陳宝珠は台北州でも特別な存在だったらしい。『台北州処女会概覧』によれば、他のいくつかの処女会が1931年度の行事に A 処女会視察を予定していた。

処女会の活動は、実施された内容からみて、日本語の習得や「婦徳の涵養」を重点にしていることが分かる。スポーツは、当時ひろく処女会で奨励された。「健康」な「国民」やその「母」を育成するという「内地」の指導方針が採用され、指導者講習会などで台湾人の女性指導者に伝えられたためであろう。台湾の処女会でも「内地」にならい、「生活改善」や「副業研究」が行われた。台湾人は、寺廟に参拝する際に金銀紙を買いそれを焼いて天上の神々や祖先に捧げ、祭典の時は家畜を屠殺して捧げた。また結婚に際しては、高額の聘金（花婿側から花嫁側に贈られるいわゆる結納金）を払い、披露宴ではかなりの金が使われた。当時、台湾でも世界恐慌のあおりを受け経済不況が深刻化していたため、総督府はこのような台湾人の伝統的習慣を「陋習」であり、経済的に農村を疲弊させる「浪費」と考え、やめさせようとした。それが「生活改善」にあたる。「副業研究」とは、他の処女会の多くが行っており、その頃は袋物などの製作販売であったと思われる。総督府は、習俗や経済の改革を図ることが台湾

社会の「合理化」を進め、植民地としての効率を高めることになると考えており、A 処女会も1931年の時点で「生活改善」や「副業研究」を活動に予定していた。

処女会の経費は A 街同風会が支えていた。1931年には街の同風会から年100円²⁴が支出されている。用途について記録はないが、外部から招聘する講師への謝礼や台北への見学旅行、講習会参加費等に支出されたのではないと思われる。会員が活動で負担する費用は、手芸や割烹の際に使う材料費などの実費のみだった。会員にたずねたところ、彼女たちにも費用の負担感はなかった。学校（校舎）という既存の施設を利用し、公学校教師などの無償の労働力によって運営していたため、処女会は学校教育ほど大きな経費を必要としなかった。

(3) 処女会政策と A 街処女会の特徴

1929-32年の台湾における処女会の動向と A 街の処女会の特徴は、以下のとおりである。

- ① 処女会設置については、台北州政府が同風会の規定の中で行った成文規定が総督府に先行した。台北州政府の処女会に関する規定は、初等教育終了以上をその参加資格に定めた。台湾人の公学校就学率は「内地」より低く、台湾人女子は男子よりも低かった。当時の公学校の女子の就学は富裕層に限られており、そのために台湾における処女会会員の社会・経済階層は、「内地」の処女会や台湾人男子の青年会と比較して高かった²⁵。
- ② 総督府が青年教育に関して初めて発布した府訓令72号は、知識人青年を中心に盛んだった民族運動の取締りを目的としていた。そのため総督府は、男女青年団体の設置については地方政府や現場の努力に任せるか、恣意的に選択した団体に奨励金を出すという、模様眺めの消極的態度をとった²⁶。また取締りの対象となったのは主として男子であり、府訓令72号では女子を男子の付属物のように扱う程度だった。
- ③ A 街では、若い女性の団体は府訓令72号の発布まで設置されなかった。府訓令72号では、女子の青年団体の名称を「女子青年団」とするよう定めていたが、新設された団体は少なくとも1932年4月末までは「処女会」と呼ばれた。A 処女会も同様であった。

A 処女会の組織化には公学校が深く関わり、実際の指導は公学校の台湾人女性教師が担当した。会員である女性はほとんどが家事手伝いで収入はなく、活動の費用は負担していない。処女会の活動は、公学校教師（男性を含む）の無償のはたらきによってなりたっており、台北州政府は既存の人的資源を処女会にあてていた。ほかに必要な経費については街のローカルエリートが協力した。ローカルエリートは植民地統治の末端行政を引き受け、それにより利権を得ていた人々である。彼らが富裕層の娘の処女会に資金を出すという構図になっていた。

IV 処女会関係者におけるジェンダー・民族・経済階層・世代

処女会には、政策決定者である (a) 台北州政府や総督府、資金提供をした A 街の (b) ローカルエリート、(c) 日本人公学校長、(d) 処女会の台湾人女性指導者、(e) 処女会会員、(f) 会員の保護者（家長）が関与していた²⁷。最初に述べたように (a) - (f) の総称を「処女会関係者」とする。IV項では、処女会関係者それぞれにおけるジェンダーの階層構造が民族、経済階層、世代の階層構造との間に有していた関連（すなわち、各関係者は様々な社会集団の軸が交差するなかでどこに位置づくのか）、各関係者がジェンダー、民族、経済階層、世代といった階層構造をどのように認識していたか、関係者間の

相互交渉はどのように行われたかについて検討する。

(a) 台北州政府や総督府

台北州政府や総督府台北州政府や総督府は、(b) - (f) とは異なり、具体的な「人物」ではない。政策決定に関わった官僚諸個人の認識についての検討も必要であるが、資料が充分ではないため、ここでは実施された政策から、台北州政府や総督府が処女会政策に関して、台湾人における階層構造をどのように認識していたか検討する。

台北州訓令18号（1925年）は、もりあがる民族運動に対抗し、特に公学校を卒業した青年層の思想統制を行うため、同風会の下部組織として青年会と処女会を置くことを定めた。民族運動に関与する台湾人は大部分が「若い」「男性の」「知識人」であり、「知識人」はほとんどが各地のローカルエリート家庭の出身であった。民族運動に加わる女性はやはり富裕層出身で高学歴であったが、稀にしかみられなかった。そのため州訓令18号の重点は、処女会よりも青年会に置かれていたと思われる。事実、州訓令18号の発布により、台北州下全ての49の街庄が青年会を設けたのと対照的に、処女会を設けたのは州下21の街庄に過ぎない。

府訓令72号は、総督府が初めて青年教育について定めを行ったものである。府訓令72号では女子を指導の射程に入れているが、同時に出された青年団設置標準の「指導要項」は、「忠良ナル国民」「公民」として「公事ニ奉仕スル」「自立的精神ヲ培養」するとしていることから、男子を基準に書かれていると推測される。総督府は、女子の指導を男子に対してほど問題にしなかった。そのため、青年団設置標準から具体的な女子の指導方針を読み取ることは難しい。それでも、処女会の指導を女性教師に任せ、指導者講習会等では手芸や裁縫、割烹（料理）、遠足、日本語劇等を実施するよう示していることから、1930年頃の総督府は、日本語講習に「良妻賢母」教育を加味したものを処女会の指導方針としていたと思われる。総督府が男子の青年団体組織化に及び腰だったことを考えれば、女子の指導方針まで詳述していないのは無理のないことかも知れない。

台北州政府も総督府も、台湾人教化については男子の指導を重点としている点で共通している。また1925年以降、初等教育を修了した若い世代へ教化の重点を移した点でも共通している。女性についても、教化の重点が一家の「主婦」から結婚前の未婚女性へ移っており、台湾人教化にとって若い世代による民族運動の脅威は大きかったとことが分かる。台北州政府や総督府は、地方レベルにおける女性像のメルクマールを、日本語を習得した若い女性の団体、すなわち処女会に求めたと考えられる。

台湾教育会が発行していた月刊雑誌『台湾教育』からは、総督府が、処女会や女子青年団の指導者に公学校の女性教師をあてる方針だったことがうかがえる。事実、女性指導者を他に求めることは困難だった²⁸。総督府が1930年になってやっと青年教育に関する規定を出したのも、知識人男性を中心とした抗日民族運動が下火に向かい、新カリキュラム（Ⅲ項参照）の下で日本的「婦徳」を学んだ台湾人女性の公学校教師が一定程度にふえるまで、訓令発布の時期をうかがっていたという見方もできる。

台湾の処女会会員の経済階層は高く、「内地」の処女会が働かねば食べて行けない農民層の娘たちを対象としていたのと事情は異なった。「内地」の処女会の提唱者でその名づけ親でもあった天野藤男は、女性を農村部に留めて農村男子の堅実な伴侶とすることや、都会に憧れて上京した女子が「虚栄心」に染まって「転落」し、売春による「花柳病」に罹患するのを予防すること、すなわち女性のセクシャリティ管理を重視した（渡邊 1997、pp. 265 - 277）。しかし、台湾の会員には男女隔離の習慣がも

とより強かったため、そのようなことは問題とならなかった。鄭笑、楊雲桜によれば、A街における処女会会員は青年会会員とほとんど交流がなかった。記念行事の時などに披露する仮装行列や日本語劇などで男女は共演しているが、彼らはお互いの日常の活動内容を知らない。この頃青年会で活動した者にたずねても、男女は一緒に活動したことはない、活動する時間帯も異なる（男子は夜で、女子は昼間）から、という答えであった。青年会と処女会が全く異なる組織であるという認識は、会の性格の異質性や男女隔離の伝統に由来している²⁹。

同風会下部組織としての処女会が台北州で普及し始めた頃、「内地」ではすでに処女会中央部は解散していた（1927年）。台湾における処女会運営は「内地」の運営方法になっている部分はあったものの、その対象が台湾人であったため、独自の展開をしたと言える。

(b) ローカルエリートと (c) 日本人公学校長

処女会政策にA街のレベルで関わったのは、台湾人街長をはじめとするローカルエリートと日本人公学校長である。A処女会の設立を決定、主導したのは日本人公学校長であったが、1929年当時、州訓令18号（1925年発布）が処女会を同風会下部の部会として街単位で設置するよう規定しており、その経費は街のローカルエリートたちが街庄費や寄付の形で負担していた。

ここでローカルエリートに着目すると、彼らは処女会と同じ同風会の部会である青年会にも関わっていた。実は青年会を1923年に設立し、指導してきたのは街長や街協議会員をはじめとする台湾人ローカルエリートたちである。郡や州レベルの意思決定は日本人が担っていたものの、地元街政は彼らが担当していた³⁰。1930年当時のA青年会の指導者は、街長である王派源（仮名、地主）や、街の金の流れを決定するA信用組合の役員でかつ総督府専売品（酒、煙草、阿片）の売捌商でもあった陳宝珠の長兄、陳昭南である³¹。彼もローカルエリートの一人で、青年会の集会場所は彼の店であった。

当時の青年会は、次代のローカルエリートの選抜と養成を行う場として機能する懇話会、サロンのような状況を呈していた。会員は未既婚を含む富裕層の出身で、A街の官公署勤め、または地主、米商や薬種（漢方薬）商などの自営業者かその子弟であった。青年会への入会はこれら富裕層の人だけに許され、元会員への聞き取りによれば、その親たちも、息子が会員であることを肯定的に考えていた。このような状況は、台湾においてかなり普遍的にみられたようである。さらにA青年会では国語（日本語）講習の圧力が強まる中、街長王派源が先頭に立ち、それに抗するように漢文夜学会を開いた。このため、青年会の後ろ盾のような存在であった王派源は、1931年に街長を更迭される。当時、民族運動者たちが「漢民族」のよりどころとして漢学学習を提唱しており、総督府は漢学を「抗日」の象徴のようにとらえていた時期である。州訓令18号に沿うような形はとりながら、A街のローカルエリートとその傘下の若者は、ある程度自律性を保ちつつ活動をしていたといえる。街政に力をもっていた人々だからこそ行いえたことである。

しかしローカルエリートは、後発の、しかも自分たちではなく公学校主導で始まった処女会に対しては青年会と異なる態度をとった。処女会の集会場所は公学校で、日本語講習や日本的「婦徳の涵養」を中心とした活動を行っていた。鄭笑たち会員への聞き取りによれば、それまでは女性には学問がないこと、家から出ないことが「徳」とされてきた。そのため、指導者であった陳宝珠は苦勞したようである。「処女会の評判はどうでしたか」という筆者の質問に対し、彼女は「街の人は自分に関係なければなんの興味も持たなかった。（処女会は）別に何か資格のあるものでもなかったからね」と語る。陳宝

珠の言う通り、処女会／女子青年団は正規の教育ではなかったため、その経験が収入を得る機会へ結びつくことは、少なくとも戦争が激しくなる1935年頃まではなかった³²。

陳宝珠によれば、ローカルエリートであり青年会指導者であった長兄の陳昭南は、処女会についてほとんど何も知らなかったという。そのような無関心の理由として、彼が処女会を有益でもないが害はないものとみなして容認していたためと思われる。処女会は、富裕層に強いと思われる「女に学問はいらない」「女はむやみに外出すべきではない」といった家父長的な考えと相反する存在であり、日本的価値観を中心とした公学校の指導下にあった。しかし処女会の活動をするのは、娘たちが結婚するまでの間にすぎず、結婚してしまえば家庭に入るため、ローカルエリートたちは街政を任せられそれによって利権を得ている立場上、資金を出していたものと思われる。

このような態度は、同風会内部に処女会を設置することを勧奨する州訓令18号が1925年に出された時、A街に処女会は設置されなかったことにも反映している。当時、処女会を設置するかどうかの意思決定は、A街同風会を中心となって運営していた街長をはじめとするローカルエリートにあった。しかし、設置したとしても自分たちの利益にはならないと彼らは考えたのであろう、女性を組織化することはなかった。

(d) 処女会の台湾人女性指導者

ここでは、直接指導者としての女性指導者、陳宝珠をとりあげる。処女会の「顧問」は公学校長が担当したが、実質的な指導は、女性教員で「会長」の陳宝珠がほとんど一人で行った³³。陳宝珠が処女会の指導を開始したのは、若冠23歳の時である。植民地台湾においては、日本的「婦徳」の教育を受け、かつ日本語も自由にあやつる彼女のような指導者は、概して非常に若いという属性を持っていた。陳宝珠が地元名家の出身だったことも重要であろう。さきにも述べたが、陳宝珠は初代街長の娘であったために多くの処女会員を集めることができた。筆者が別の台湾人女性教師（台北第三高等女学校卒業）に聞いたところでは、彼女は出身地とは関係のない赴任先（台北州の公学校）で処女会の指導を担当することになり、よく知らない卒業生を相手に「何をしたらよいか分からず、ほとんど放っておいた」と語っている。以前の若い女性に「指導力」が期待されたことはなかったことを考えると、陳宝珠は植民地統治が生んだ女性指導者だった。

陳宝珠は、台北第三高等女学校で学んだ「日本的」知識や価値観を、処女会活動を通して地域社会に持ち込んだ。例えば、従来、結婚前の女性が必ず覚えなければならないことは刺繍と裁縫だった。鄭笑によれば、結婚のときの媒酌人や新郎の親は、刺繍を見て新婦の価値を判断しており、自分の時もそうだったという。一方、陳宝珠が教えたのは日本から持ち込まれた編み物であり、裁縫は自分が不得手だったので教えていない。しかし処女会の多くの会員にとって、職業をもち社会的に活躍していた陳宝珠は、理想の女性であったという。陳宝珠はその他に、日本語、割烹（料理）、踊り、リレーを処女会で教えた。彼女としては、これらのことを「(女子)卒業生は学校を出た後何もすることがないし、日本語も忘れる、勉強の機会にでもなれば」、とやってやっていたという。

総督府は、台湾人女性指導者が公学校卒業生を指導することを期待したのみならず、台湾人女性指導者自身も処女会における教化の対象であると考えていた。それを反映するかのよう、陳宝珠は1931年の『台湾教育』に、「A 処女会の指導感想」という題で、「指導していく際につくづく自分の無能の悲哀を感じる」として、「修養せねばならない、もっと磨かなければならない」という気持ちを記してい

る。しかし総督府の処女会政策の協力者や教化の対象となるだけでなく、彼女は処女会活動について、自分の考えを表明している。彼女は1932年以降の処女会の活動に「生活改善」を計画していたが、次のような感想をさきに紹介した「A 処女会の指導感想」という一文に残している。

…生活改善から引例するならば、金銀紙を焼くと云ふことは他に余り見られない習慣でせうが、年に其の費用は、三、四百万円と云ふ驚くべき巨額に上って居るさうでございます。生活指導をするに当って、この問題を如何に取扱い、如何に改善を加へるべきかは本島の特殊事項に属することと存じます。其他迷信の打破、集会の訓練、結婚儀式の弊風及聘金問題……中略……併し余程慎重に考慮し、充分に研究をせねばなりません。一面から考へると之等の事柄は環境の爲めに一朝一夕に実行の出来ないもので、時代の推移と共に自ら解決されるものである事は過去の幾多の事実が私たちに教へてゐる様であります。
(『台湾教育』1931年)

金銀紙を焼く³⁴などの伝統的宗教習慣、盛大な結婚儀式、聘金などは、台北州政府が廃止をよびかけていた「漢族の」伝統文化である。陳宝珠は、このような習慣は放っておけばいずれなくなるものである、として、やわらかな物言いではあるが総督府の処女会指導方針に異議を唱えている。彼女は政策の上層が示した「陋習打破」の方針を実行することもなかった。筆者は当時最も喧伝された「聘金廃止」について質問したが、「聘金は廃止できるようなものではなかったから」、処女会では特に何もなかったという³⁵。

かといって、陳宝珠が「漢民族」の「伝統文化」を守る立場だったというわけではない。彼女は女子の卒業生に勉強の機会を与えたいと考えて保護者たちを説得し、会員たちにリレーをさせ、台北への見学旅行に引率した。これらは、従来の台湾社会では考えられないようなことであり、だからこそ一部の保護者たちは娘の参加に反対したのである。

(e) 処女会会員

処女会会員は、A 街という限定された地域においては「最も高い教育を受けた」人々である。彼女たちは富裕層出身で、家長や父親の多くはローカルエリートにあたると考えられ、彼らが陳宝珠の父親と親しい関係にあったことが処女会参加の契機となった。しかしその一方で、富裕層に強い「女性は外出を控えるべきである」という規範の下、「箱入り娘」だった楊雲桜のように処女会にでかけるために苦勞する者もいた。

鄭笑や楊雲桜は、「土曜日が待ち遠しかった」「友だちや先生に会えて嬉しかった」と、処女会が娯楽や学習のよい機会であったと語った。楊雲桜は、識字能力を得ることが自信につながることを発見したようである。筆者が処女会はどのような意味があったと思うか、とたずねたところ、彼女は、自分には学歴はない、と謙遜しながらも、「私もよく新聞とか雑誌、いろんなものを読むからね」と述べ、字を覚えたことが生活の役に立っていることを示唆した。会員にとって処女会は、家庭にはない「自由さ」を享受できる場でもあった。鄭笑の父親は処女会に全く賛成というわけではなかった。彼女は自分のことを「父さんや母さんがきびしく監督して【台】おり、処女会に出なければ、結婚までは家の中で過ごすはずであったと語る。しかし彼女は、処女会活動において生まれて初めて汽車に乗り、台北帝国大学で行われた台北州の運動会に参加した時の興奮を「まあその時は嬉しくて嬉しくてね、帰った夜行の

車（汽車）の中で歌を歌って、ハハハ（笑）。『A 第一！（母校の公学校の名前）、A 第一！』と、もうきちがいのように言って、喜んでいる」と語った。運動会で彼女は、台北州下全部の女子青年団員が踊るという踊りに参加したという。鄭笑や楊雲桜たちは高齢になった2000年現在も年に数回、陳宝珠を囲んで処女会（女子青年団）の同窓会を行っているが、このような思い出を語りたくて集まるのだという³⁶。

聞き取りによれば、会員たちは、結婚を機に処女会を退いた後は「伝統的」な嫁、主婦となった。それでも、処女会員であることは、他人と自己を差別化する方途になりえた。楊雲桜によれば、自分と同じ処女会員であった友人が隣町の運動会を見学に行った時、会員であるという理由でその土地の名士の目にとまり、その息子と結婚したという。「隣町の名士」は処女会会員を評価していたわけである。また二回目に筆者が訪問した時彼女は、自分によく雑誌を読むが、公学校を出ただけの人は雑誌を読むほどのことはなかなかできない、と語った。他の会員も、学校という場でより長い時間をすごしたため、公学校を卒業しただけの者よりも話す日本語が流暢で、文字の運用能力も高い³⁷。

会員たちが総督府の処女会活動に積極的に求めていたのは、娯楽の機会や「自由さ」、より高い教育を受けることであった。そのことが自らの識字能力を高め、結婚に際しても公学校を出ただけの人たちと自らを差異化できた。彼女たちは、自身の利害に従って処女会に参加していたといえる。

(f) 会員の保護者（家長）

会員の保護者は、その多くが A 街の富裕層であったと思われる³⁸。前述したが、保護者たちは娘の処女会参加に「容認」、あるいは「反対」の態度をとった。その理由は、ローカルエリートと同様で、自分たちにとって娘の処女会参加は特に利益がないうえに、処女会が従来理想の女性像と相反するものだったためだと考えられる。処女会への参加を許可するかどうかには、男性家長の男女役割認識が如実に現れていた。娘の処女会参加について父親または男性家長が意思決定を行ったことは、注目に値する。当時の会員たちの母親は、家事を教えるなど「現場」では娘のしつけを担当していたが、家庭の外のことに関する「意思決定」は行わなかった³⁹。処女会への娘の参加は家長の意思決定を必要とするような事態だったわけである。富裕層の家庭は、伝統的価値と植民者によって持ち込まれた新たな価値が出会い、せめぎあう場であったことがこのことからうかがえる。

しかし、彼らは処女会に反対してばかりいたのではない。楊雲桜が語ったところでは、「（会員は処女会の講習会などで『団体行動』といった講演などを聞く機会があり）常識とかね、世間の事とかね、分かる。何も分からないよりは」よい、「ホウシュ先生はまじめできちんと教えている」ということで、A 街における会員の評判はよかった。鄭笑によれば、結婚した会員の友人は「先生が（中略）よく教えてくれたから、あの奥さんは大丈夫、家庭でもよくやっている」と評判がよかったという。この会員二人の印象と、陳宝珠が街の人に感じた処女会に対する冷淡さは矛盾するものではない。植民地統治と、そして日本から持ち込まれた新しい社会システムや生活習慣を含む「近代化」から一定の利益を得ていた保護者たちが、「女でも世の中のことを分かっているならば」という「近代化」重視の考え方と、「女に学問は必要ない」という従来の家父長的考え方の両方を有していたことの表れと考えられる。例えば鄭笑の父は、娘に公学校教育を受けさせることは重視していた。通学のみちのりが遠いのを苦しめた幼い彼女が2年生の2学期に入るときに学校をやめたがると、「あなた、行かなくてどうするの、と」むりやり彼女を教師の所まで連れて行ったという。当時はまだほとんどの女性が公学校に行っ

ていない時代である。

会員の保護者たちは、「嫁入り前」の娘が外出することについては懐疑的だったようであるが、陳宝珠は街で最も「近代的」女性であり、名望家の陳聡明の娘、陳昭南の妹が教えるということがそれを担保した。また実際に処女会を卒業した者が婚家で上述したようなよい評判をとると、保護者たちの考えも徐々に変化した。

V 結語

処女会は、女子の公学校就学率が低く、中等教育への門戸も極端に狭かった当時、代替教育機関として大きな意味を持っていた⁴⁰。処女会では会員を公学校卒業者に限定したために、教化団体とはいいながら「内地」の高等女学校と同じように近代性の濃厚なものとなり、処女会活動は台湾社会の「近代化」を推進する側面を有していた。処女会はまた、台湾人の家父長制をゆるがす側面も有していたといえる。台湾に根づいていた冠婚葬祭の伝統的習慣や、学問がないこと、外出しないことが女性の徳であるといった考え方は、家父長制に支えられて存続してきたものである。処女会は日本人公学校長の主導により、その家父長制が最も強固であると思われる富裕層の娘に、従来の価値に相反するリレーや外出を伴う教育を実施した⁴¹。また台湾の処女会は、処女会入会者と入会しない者のあいだで「台湾人女性」の分断を行い、数少ない高等女学校と同様、家単位で一部の会員女性を上層に取り込む役割を果たした。

この大きな社会構造の枠組みの中で、処女会関係者、すなわち政策策定者である台北州政府や総督府、その受け皿となる A 街のローカルエリート、日本人公学校長、処女会の台湾人女性指導者、処女会会員、会員の保護者は、それぞれの利害や意図をもって処女会に関与し相互交渉を行った。最後に本項ではジェンダーと民族の軸を中心に、台湾人女性のエイジェンシーについて考察する。

処女会の台湾人女性指導者陳宝珠は、A 街においては一目置かれる名家の一員であったが、一方で彼女自身は若い女性であり、教化政策の対象でもあった。彼女が語った街の人の処女会に対する冷淡な態度は、彼らが処女会の存在を容認しつつも、台湾人社会の家父長制へ日本人が介入することに対する嫌悪感を示したものだと思われる。総督府や台北州政府においても、街のローカルエリートにおいても、彼女はこの点でジェンダーによる抑圧の対象であった。

陳宝珠自身は、今後勉強の機会のない女性たちのために、と考えて処女会を指導した。彼女自身は、「何もすることのない」女子卒業生にとって、結婚するまで処女会で勉強すれば、覚えた日本語も忘れないし、卒業生たちの役に立つと考えた。彼女は、自ら出向いて娘を外出させながら保護者を説得した。教育にも工夫をこらし、楊雲桜によれば、彼女は「カードやいろんなもの」を自分で作成して「要領よく」教えたという。陳宝珠は会員の教育を通して処女会の評価を高め、「女でも世の中のことを分かっているならば」「先生が（中略）よく教えてくれたから、あの奥さんは大丈夫」というように A 街の人の考えを変えていった。すなわち、処女会活動の経験が世の中で役に立つような「近代的」側面を示すことにより、保護者の譴責を受けないやり方で、勉強の機会を女子卒業生に与えた。陳宝珠は A 街のローカルエリートや保護者の強固な家父長的考えの一部を変え、女性にとっての利益を獲得したのである。

会員たちのほうは、経済階層が高くローカルエリートである陳宝珠の家族と近い関係だったこと

が、処女会参加の契機となった。彼女たちは富裕層の出身で、「箱入り娘」であり、娯楽の機会や家長からの「自由さ」を得たいという気持ちから処女会に参加した。鄭笑は、処女会に「出してもらえた」ことを喜びをもって語った。楊雲桜は、祖父に外出を禁止されても隠れて家を抜け出し、処女会活動に参加していた。会員たちは、公学校よりも高い教育を受けたこと、「日本字」を覚えたこと、会員が街の好評を得ていたことを筆者に語り、自らを公学校を卒業しただけの者から差異化している。これらを考えあわせると、彼女たちは処女会への参加を、家父長制に抵抗して自己実現をした物語として筆者に語ったと考えられる。

陳宝珠も会員も処女会活動の実践により、家父長制に関する街の人々の考えを変化させており、館かおるのいう階層構造の一つであるジェンダーの軸を変更したといえる。民族の軸について考察すると、陳宝珠の実践は台湾人の家父長制を弱体化させ、植民地化の推進に加担しているようにみえる。同様の論理によれば、会員たちの処女会政策に対する無批判な態度も、植民地主義に絡めとられるものである。しかし、実際の状況は複雑である。

陳宝珠は日本人公学校長の部下である教師であり、必然的に植民地政府にとっての政策協力者として位置づけられていた。しかし、彼女は総督府や台北州政府が処女会指導の方針に示した「生活改善」について、「冠婚葬祭は一朝一夕に改善できるものではなく時代の流れに任せるしかない」と教育雑誌で批判を行っている。「生活改善」は、聘金や葬式などの習慣つまり家父長制を支える「伝統文化」を破壊し、結果として台湾人（男性）の力を剥奪するものである。陳宝珠は非常に熱心に処女会の指導を行っていたが、「生活改善」には全く手をつけなかった。街の人から批判を受けずに処女会の指導を継続することができたのは、そのためである。台北州政府が処女会活動の主要な目的の一つとしていた「生活改善」の不履行は、台湾の「伝統的」文化を急激に消去し「合理化」によって植民地経済からさらなる利益を得ようとする日本人支配の貫徹を阻み、機能不全なものにすることを意味した。

会員たちのほうは一見植民地主義に従っているように見えるが、彼女たちの処女会への参加動機は識字能力や娯楽の機会を得ることだった。陳宝珠はもとより勉強の機会を与える目的で卒業生を指導し、卒業生にとっても処女会活動は、純然たる結婚までの勉強や娯楽であった。ただし、処女会活動で識字能力を身につけたことは、彼女たちにとっての自信になった。彼女たちは、処女会をやめて公学校での活動に別れを告げた後、結婚し「伝統的な」家庭生活に入った。世の中のことも分かった良い主婦、という評価を世間から得る一方、彼女たちの活動領域は従来の習慣を守る家庭の中に限定され、公的な場からは隔絶された。よって台湾人女性を日本の「忠良有為の国民」に養成するという台北州や総督府の当初の目的は達成されないまま、処女会政策は彼女たちの自己目的に流用されて終わったのである。陳宝珠と会員たちの営為は、こうしてみると植民地政府による台湾人に対する民族的抑圧をかわし、支配の進行を妨げるものだった。

陳宝珠と会員たちは、それぞれの異なる利害から処女会に関係した。彼女たちは限られた条件の中にあっても、隘路を縫うようにして自己目的のために行動し、「家父長制」と「植民地主義」という既存の社会構造の双方に、少なくとも小さな「亀裂」を入れるエイジェンシーであったと言える。上述したように、一つの事象は実践する者によってその文脈を異にし、さらに関係者間の複雑な相互交渉の過程が存在するため、植民地におけるできごとについて価値判断を下すことは容易ではない。従って、処女会関係者おのおのの有する複数の階層構造を認識した上でその営為を考察する作業は、重要で不可欠であると考えられる。見落とされがちな女性の経験が社会を変容させたことに眼を向けた時にこそ、より緻密

な植民地研究が可能となろう。

(みやざき・せいこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

掲載決定日：2002(平成14)年12月10日

*本研究の調査については、台湾の台北県A市関係者の皆様にたいへんお世話になり、また、東京女性財団からは1999年度自主研究助成を頂きました。本稿作成にあたっては、お茶の水女子大学・波平恵美子教授のご指導をはじめ、草稿の段階で「言語とジェンダー」研究の斉藤正美さん、川村学園女子大学の柚木理子さんから有益なコメントを頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。なお、陳宝珠さんは2002年9月に逝去されました。心よりご冥福をお祈りいたします。

注

1. 例えば (Spivak 1988) や (Yuval-Davis 1997) などがそれにあたる。
2. 戦前、台湾には漢族系住民、いわゆる「台湾人」とマラヨポリネシア系住民、いわゆる「高砂族」が居住していた。ただし台湾総督府は、両者の居住地域を隔離しかつ異なるシステムの下で統治した。前者は当時「本島人」、後者は「蕃人」と呼ばれ、両者ともに処女会と女子青年団が実施された。本来なら「台湾人」は「カッコ」つきで示すべきであるが、煩雑になるのを避けるため、以後、省略する。
3. 「教化」という言葉は、日本の『現代教育事典』(1988)によればもともと儒教や仏教を通して移入され定着したものである。特に明治以降の「教化」は、天皇制国民教化策にのっとり民衆の宗教・文化・生活規範などにかかわる事業をとおして、神道的な国体思想、皇道思想、家父長制的な国家思想と結びついた教育勅語(1890/明治23年)倫理——忠孝の倫理を中核とした——の浸透を図ることであった(青木ほか 1988, p. 212)。

また『現代学校教育大事典 2』によれば、1885年初代文部大臣に就任した森有礼の国家主義的な文教政策により、神道の国体思想、皇道思想が推進され、文部省により「通俗教育」、後には「社会教育」という名目で、明治初期における一般民衆に対する官僚的教化活動が展開された。(奥田ほか 1993, p. 319)。以上は主として「内地」の「教化」についての概要であるが、概要に限っていえば、台湾における「教化」もほぼ同様に、「教化団体」の組織化も内地の方法になっていた。
4. 日本「内地」の処女会については、千野陽一が『近代日本婦人教育史』の一章分をさいて、女子青年団について考察している。また近年、渡邊洋子により、天野藤男の処女会創設の思想が発表された。渡邊によれば、「内地」の処女会の全国組織化では、内務省の取り組みが文部省に先行した。1926年11月の「女子青年団体」に関する内務省、文部省の共同訓令「女子青年団体ノ指導誘掖ニ関スル件」(渡邊 1997, pp. 383-388)まで、処女会は公文書に登場せず、女子についての内務省の体系的な政策や思想はそれほど明瞭ではなかった。よって現実にはその時まで、女子の組織化について大きな方針はなかったのではないかと推測される(渡邊 1997, pp. 99-100)。
5. 花蓮港庁など一部は「庁」のままとされた。
6. 「市・郡」は、人口の多寡によりどちらになるか決められた。「街・庄」も同様。
7. 「似而非自治制の乱舞」『台湾民報』226号、1928年9月16日。
8. 1920年の街庄制制定から1925年の台北州訓令18号発布とA街同風会青年会の設置にいたる経緯等については、別稿を予定している。
9. 「内地」では1926年11月に「女子青年団体ノ指導誘掖ニ関スル件」として、女子青年団体について初めて内務省と文部省が合同の訓令を出した(渡邊 1997, pp. 383-388)。同時に地方長官あてに「女子青年団体ニ関スル件」が通牒として出された。この時「内地」の処女会の組織は全国的統制を有する組織に育っていた。しかし処女会中央部はこの共同訓令の5か月後の1927年4月に解散し、処女会は女子青年団へと転換していく(渡邊 1997, pp. 407-411, 447)。
10. 当時、台湾人の初等教育への進学率は低く、Tsurumiによれば、1926年の公学校就学率は3割に満たない(Tsurumi 1977, p. 145)。
11. 総督府は1929年、阿片の吸食者に新たな特許を与えるという阿片政策をとった。台湾民衆党を中心とした台湾人の民族運動家たちはこれに対し、「ジュネーブ第一阿片条約をたてに阿片収入をむさぼるものである」として総督府に抗

議を行った。総督府の目的は実のところ密吸食者のあぶりだしにあったが、民族運動家たちに総督府の本意は伝えられなかった。このため、いったん下火になっていた民族運動が1929-30年に再び盛り上がりを見せた（劉明修 1983、pp. 160-174）。

12. 高等女学校卒の台湾人女性は稀少である。北部台湾についてみると、1922-37年の16年間で台北第三高等女学校の卒業生は1322人、台北第一、第二高等女学校の台湾人の卒業生を加えても1401人である（游鑑銘 1988、p. 152）。
13. 台北州では1932年以降に報酬を若干つけることを検討している。
14. 『校勢要覧』の卒業生職業一覧に、女子卒業生自身の1928年時点の生業として「農業」という記載は全く出てこない。ただし同じ年（1928年）の女子のA第一公学校在学生164人のうち、家庭の生業が「農業」の女子は34人いる（A第一公学校 1928）。
15. 昔栄えた港町で寺廟が多いA街には、金紙、銀紙や蠟燭を製造する工場が何軒かあった。金紙、銀紙は、参拝の時に神への捧げものとして、あるいは亡くなった人のために焼く「あの世」の紙幣のことである。
16. 筆者が聞き取りを行った隣の女子青年団員の中には、地主でかつその地域の有力者の家の娘が、専売局の酒造会社で働いた例もあった。「台湾総督府専売局工場規定」（1927年）は、職工の学歴を小公学校以上と規定していた（游鑑銘 1994、p. 216）。
17. 卒業者数については男女別の統計がないので、卒業生名簿の名前から筆者が判断した。よって多少の誤差を含んでいる可能性がある。
18. Tsurumi による数字は台湾全島の平均である。A街は台北市にも近く商工業が発達した地域だったので、実際の就学率はもう少し高かったと思われる。しかし、A街の就学年齢の児童の実数が不明なので、この数字で代替している。
19. それに対して男子の就学率は46%だった。
20. 他の地域も同様だったようで、『台北州処女会概覧』には似たような記述がある。
21. 昭和初期のA街には、公学校を卒業して間もない女子に現金収入がえられる就職先はなかった。ただし台北州の他地域における聞き取りによれば、工場のある地域では、15歳くらいの子であれば処女会や女子青年団経験者が優先的に雇われた。植民地台湾では、「女工」も最低の学歴として公学校卒業でなければならない場合が多かった。
22. 当時の結婚は、同じ家格の家同士が行うもので、それを台湾語では「龍交龍、鳳交鳳」といった。結婚する当人の意思はほとんど考慮されなかった。
23. 同じ台北州の「纏足廃止先進地域」である樹林地区で纏足の大半が消失したのが、台湾占領20年目の1915年頃といわれている（A市公所 1989、p. 233）。
24. 1926年現在、A街役場に勤める「雇」（非常勤で、役場では下位の職）の平均の年俸給額が276円である。役場の書記の平均は488円。よって「100円」というのはかなり大きな金額と考えてよいだろう。
25. 岡田によれば、実際には「内地」農村の女子青年団も、生活に余裕のある中層以上の女子が中心になって活動していたという（岡田 1998 [1982]、pp. 144-145）。
26. 女子の団体が奨励金を受け始めた1926年から1931年の6年間に、先住民を含む81の団体が奨励金を受けた。そのうち台湾人の女子青年団体はわずか9団体である（安坑処女会、朴子処女会、淡水処女会、五溝水女子青年団、基隆第一処女会、大甲女子青年団、社頭女子青年団、羅東女子青年団、東勢女子青年団）（台湾総督府文教局社会課 1936、扉の「優良青年団奨励金下付状況」）。
27. 実際には他の公学校の男女教員も処女会活動に協力したが、その関与は部分的であるためここでは取り上げない。
28. なお、1936年頃まで女子青年団の実質的・直接的指導者は公学校の女性教師が多く、裁縫や割烹、手芸を教えていた。しかし、日中戦争が始まり女子青年団の活動が軍事教練や労働奉仕が中心になると、指導者は男性教師にとってかわられるようになる。
29. 筆者の「男女青年はいっしょに活動しましたか」という質問には、A街以外の他の団体も含めて、処女会員、青年会員だった男女のほとんどが「とんでもない」という表情で否定した。隣の町のある処女会員は、小さい頃は男女一緒に遊んでいたという。しかし多くの会員は、小さい頃から家の中で母親の手伝いをしており、「遊ぶ」ひまはないか、遊ぶにしても姉妹と遊ぶことが多かった。男女がどれだけ異なる世界に生きていたかということを、彼女たちは「男女授受不親（男女はものの受け渡しでさえ直接行わない、という諺）」「異性にものを渡すときは、いったんそれをテーブル

に置く」と筆者に説明した。

30. 街長の諮問機関である A 街協議会は終戦までほぼ毎期14~17人（途中交代の人も含む）で、うち日本人は1~3人であった。
31. A 街の街政を担うローカルエリートのさらに中心は、植民地になっていち早く日本語を習得した一群の人々である。総督府による漢族支配の末端の役割を担わされた一方、様々な特権を与えられ、それにより政治的、経済的に台頭した。陳宝珠の父陳聡明はそのようなローカルエリートの代表者であった。陳聡明は1895年に台湾征服戦争を行っていた日本軍に協力したことから、初代の A 街街長となった。煙草や酒、阿片の仲買に指定されたのも、おそらくそのためであろう。日本語も堪能で、聞き取りによれば娘の陳宝珠とは家庭でも日本語で会話をしていた。長兄である陳昭南も父の後を継いで、A 街における街政の要となっている。陳昭南は創立当初の青年会会員であり、後に青年団の指導者となる。一方、民族運動者側は、総督府にとって都合のいい人だけが街長や街協議会員に選ばれる、としばしば批判を行った（呉文星 1992、pp. 228-231）。
32. 楊雲桜も、公学校を卒業した頃「いい家庭」は娘を勤めに出したりしなかった、自分も家で弟妹の世話をしていたと語る。
33. 地域によっては、顧問に街庄長や警察官を入れているところもある。しかし、筆者が聞き取りを行ったほかの処女会も同様に、実質的な指導は女性教師が行っていた。ただし、公学校に日本人の女性教員しかいない場合は、日本人女性が指導を行った。
34. 金銀紙とは「あの世」の紙幣のことで、焼くことにより神や祖先に送達できると考えられている。
35. 実際に、処女会員は家庭の中では家長の「娘」という劣位にあり、処女会で聘金廃止の啓蒙活動をしても、意思決定を行うのは家長だったので、実効性はなかった。このようなことは、複数の人が語っている。
36. 日本のマスメディアは、このような集いを「親日」的表現とみなす傾向にある。しかし、彼女たちは「日本植民地時代の教育」ではなく、「自分の青春時代」を懐かしんでいる。
37. 1932年以後に入会した別の会員は、「自分は（漢）字が分かるから、今、銀行などに行っても（書類を書くのに）困らない」と処女会が識字教育に果たした役割に言及した。日本語と現在台湾の公用語になっている中国語は、共に漢字を使うという点で共通している。
38. 楊雲桜によれば、裕福な家の出身ではない会員もいたが、その人は特に学校の成績のよい人だったという。
39. 陳宝珠は、母親が娘の教育について「何の意見もない人でした」と語っている。
40. A 街ではないが台北州のほかの地域では、第三高等女学校の受験に失敗したが、「高等科に行くのがいやで」その代替として処女会に入った人もいた。男子にしても、上級学校の受験に失敗したため、または受験をあきらめて青年会へ参加した人はいたと思われる。この頃の青年会員が書いた作文には、会参加の契機についてそのような記述がみられる。当時の台湾では中学校も定員が少なく、「内地」に比べさらに狭き門であった。
41. 総督府同様に聘金廃止を提唱していた台湾人知識人の民族主義者は、発行していた雑誌『台湾民報』で、裕福な家庭の子女ほど聘金なしの結婚を実行できておらず、逆に中下層の者が実行している、と報道している。「婦人解放的当面問題」『台湾民報』76号、1925年10月25日。

一次資料

- A 公学校『郷土教授資料』、1918年。
 A 公学校『沿革誌』（A 公学校の校務日誌。1898-1925年の記述）。
 A 第一公学校『校勢要覧 附卒業生名簿』、1928年。
 新竹州『社会教育要覧』、1931年。
 台中州『台中州青少年団概況』、1931年。
 台北州『台北州社会教育概覧』山科商店印刷部、1931年。
 台北州 A 郡役場『A 郡要覧』盛文社、1926年。
 台北州聯合同風会『台北州処女会概覧』、1931年。
 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、1939年。

台湾総督府『全島優良青年団事跡』、1926年。
台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌 第二編』、1939年
台湾総督府文教局『全島青年団、処女会、家長会、主婦会調』、1926年。
台湾総督府文教局社会課『優良男女青年団実績概況』、1936年。
台湾民報社『台湾民報』、1925年10月－1930年3月。

引用文献（日本語）

青木一ほか編『現代教育事典』労働旬報社、1988年。
岡田洋司「農村社会における女子青年団活動の実態とその論理——愛知県下の一地域女子青年団の事例を通して」総合女性史研究会編『日本女性史論集10 女性と運動』吉川弘文館、1998年（初出は『日本史研究』234号、1982年）。
奥田真丈ほか監修・安彦忠彦ほか編『現代学校教育大事典 2』ぎょうせい、1993年。
館かおる「女性の参政権とジェンダー」原ひろ子ほか編『ジェンダー』新世社、1994年。
———.「女性学とジェンダー」お茶の水女子大学女性文化研究センター『女性文化研究センター年報』第9・10合併号（1996）：87－106。
———.「ジェンダー概念の検討」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』第1号（1998）：81－97。
千野陽一『近代日本婦人教育史』ドメス出版、1979年。
劉明修『台湾統治と阿片問題』山川出版社、1983年。
若林正文『台湾抗日運動史研究』研文出版、1983年。
渡邊洋子『近代日本女子社会教育史——処女会の全国組織化と指導思想』明石書店、1997年。

引用文献（中国語）

A市公所『A政治発展史』（台北県）、1989年。
呉文星『台湾社会領導階層之研究』正中書局（台北）、1992年。
呉三連・蔡培火他『台湾民族運動史』自立晚報社文化出版部（台北）、1971年。
楊翠『日拠時期台湾婦女解放運動——以《台湾民報》為分析場域（1920－1932）』時報出版文化企業（台北）、1993年。
游鑑銘『日拠時期的台灣的職業婦女』国立台湾師範大学歴史研究所博士論文（台北）、1995年。
———.『日拠時期台湾的女子教育』国立台湾師範大学歴史研究所（台北）、1988年。

引用文献（英語）

Ortner, Sherry B., *Making Gender: The Politics and Erotics of Culture*. Boston: Beacon Press, 1996.
Spivak, Gayatri, C., “Can the Subaltern Speak?” In Cary Nelson and Lawrence Grossberg eds., *Marxism and the Interpretation of Culture*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 1988. (ガヤトリ・スピヴァク『サバルタンは語ることができるか』上村忠男訳、みすず書房、1998年。)
Tsurumi, E. Patricia. *Japanese Colonial Education in Taiwan, 1895-1945*. Cambridge, Mass and London: Harvard University Press, 1977.
Yuval-Davis, Nira. *Gender and Nation*. London, Thousand Oaks and New Delhi: Sage, 1997.